

生活保護

不正受給にならないために

このしおりは、生活保護費が不正受給にならないように、定められたルールを守り、届出をしていただくための大切なものです。

不正受給とは

生活保護を受けている間、あなたの世帯の収入や世帯員の状況に変化があったときには、福祉事務所に速やかに正しく届け出なければなりません。

これらを正しく届け出なかったり、その他不正な手段を使って、保護費を受け取ることを「不正受給」と言います。

生活保護法(届出の義務)

第 61 条 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。

不正受給にならないために

①働きによる収入を届け出る。

○定期的・臨時的・未成年者(高校生含む)のアルバイトの収入

○働いて得た収入には控除があります。控除額分は手元に残ります。

②働きによらない収入を届け出る。

○年金や公的手当などの収入(さかのぼり含む)

○生命保険の入院給付金や解約返戻金

○仕送りや援助

○交通事故の相手方からの損害賠償金

○インターネットオークション出品による収入 など

③資産を届け出る。

○生命保険(学資保険・共済保険など)、損害保険(火災保険・家財保険など)などの各種保険

○土地や家などの不動産

○自動車や高価な貴金属類 など

④世帯状況の変化を届け出る。

○世帯の者の転出または転入(家族でない人も含む)

○世帯の者の入院または退院

○世帯の者の出生や死亡

不正受給に対しては

不正受給を行ったときは、不正に得たお金を福祉事務所に返さなければなりません。また、不正受給に対しては警察に告訴・告発することもあります。

生活保護法(罰則)

第 85 条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、3 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

わからないことや相談したいことがあれば、あなたの担当ケースワーカーにお尋ねください。

問合せ

栗東市福祉事務所

社会福祉課 保護係

電話 077-551-0490

FAX 077-553-3678

MAIL shakai@city.ritto.lg.jp